

相模原市手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

相模原市長 本村賢太郎

## 相模原市条例第14号

相模原市手数料条例等の一部を改正する条例  
(相模原市手数料条例の一部改正)

第1条 相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1第4号の表1の項及び2の項中「及び県民税」を「、県民税及び森林環境税」に改める。

(相模原市債権の管理に関する条例の一部改正)

第2条 相模原市債権の管理に関する条例(平成24年相模原市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び」を「並びに」に改め、「昭和25年法律第226号」の次に「及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)」を加える。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表7の項中「条例」の次に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)」を、「による地方税」及び「又は地方税」の次に「若しくは森林環境税」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(相模原市手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の相模原市手数料条例別表第1第4号の表1の項及び2の項の規定は、令和6年度以後の年度分の納税証明書及び課税証明書の交付に係る事務について適用し、令和5年度分までの納税証明書及び課税証明書の交付に係る事務については、なお従前の例による。